



平成17年度 青森県最低賃金のお知らせ

青森県最低賃金

時間額：608円

あっそうだ！ 今年の最賃 いくらかな？

効力発生日は平成17年10月1日となります。

ただし、次に掲げる賃金は、最低賃金額の算定には含まれません。

除外賃金

- (1)精皆勤手当 (2)通勤手当 (3)家族手当 (4)臨時に支払われる賃金 (5)1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与・期末手当など) (6)時間外労働・休日労働に対して支払われる賃金及び深夜労働に対する割増部分の賃金

\*照会、相談は

- ◇青森労働局賃金室 ☎017-734-4114
◇青森労働基準監督署 ☎017-734-4444
◇弘前労働基準監督署 ☎0172-33-6411
◇八戸労働基準監督署 ☎0178-46-3311
◇五所川原労働基準監督署 ☎0173-35-2309
◇十和田労働基準監督署 ☎0176-23-2780
◇むつ労働基準監督署 ☎0175-22-3136

青森労働局のホームページ (http://www.aomori.plb.go.jp/) でもご覧いただけます。

商工会がお薦めする 「ひまわりコールビジネスプランⅡ」

ご案内

商工会は、皆様方の経費削減を支援いたします!

ひまわりコールビジネスプランⅡの3つの特徴



- 通話料が最大約80%割引です
手続きは電話番号と銀行届出印だけ。
初期費用も機器も必要ありません。

ケータイへは、必ず「0038」をつけて♪

低価格電話 ひまわりコール

◆ひまわりコールは、通話料がコレだけおトク♪ (3分通話の場合) (2005年1月1日現在:NTTは通常料金)

Table with 3 columns: 通話先, ひまわりコールビジネスプランⅡ, NTT. Rows include 市内, 県内市外, 県外, and 携帯電話への通話.

※「携帯電話への通話」は、ダイヤルする際に相手先携帯電話番号の前に、ひまわりコールビジネスプランⅡは「0038」、NTTは「0036」または「0039」とつけた場合の料金。

アット法務Q&A

青森地方 法務局

Q 成年後見登記制度の「登記されていないことの証明書」の請求方法を教えてください。

A 法務大臣の指定を受けた登記所である東京法務局において、全国の成年後見登記事務を集中的に取り扱っていますが、平成17年1月31日からは、全国の法務局・地方法務局の本局戸籍課の窓口でも証明書発行事務を取り扱っています。

また、証明書の内容は、個人の判断能力というプライバシー性の高いものですから、「証明書」を請求できる方は、証明を受ける本人、本人の配偶者または四親等内の親族に限られており、本人の配偶者又は四親等内の親族が請求する場合は、証明を受ける方との親族関係を証する書面として、戸籍謄抄本等を提出していただくこととなります。

本人や親族等の代理人の方が請求される場合は、委任状も提出していただくこととなります。法務局・地方法務局の本局戸籍課の窓口で証明書をお渡しする場合は、プライバシー保護の観点から、直接、請求される方にお渡しすることとさせていただきます。

なお、郵送による場合は、宛名を明記した返信用の封筒と切手を同封していただく必要があります。

「証明書」を申請する方法は、青森地方法務局戸籍課の窓口で直接請求いただくか、又は、郵送の場合、東京法務局後見登録課へ請求していただくこととなります。

「登記されていないこと」の証明書」の請求方法はお願いたします。

労働者・事業主の皆様！ 職場でのトラブル解決を労働局がお手伝いします！ 青森労働局

無料の「個別労働紛争解決制度」をご利用ください

- 個々の労働者と事業主の間の労働条件、募集・採用、セクハラ等労働関係のあらゆる紛争を対象に無料でご利用いただけます。
○ お問い合わせは、青森労働局総務部企画室 (017-734-4212) 又は各労働基準監督署庁舎内総合労働相談コーナーまでお寄せください。

☆青森労働局ホームページ (http://www.aomori.plb.go.jp/)

そのお金! 振り込んで大丈夫?

県下で/9月末現在

42件/2,537万円余被害

融資保証金詐欺が増加傾向!

電話で即融資!

保証金、預かり金、書類作成料、解約金、変更手数料名目等で繰り返し振り込みさせる

葉書、チラシ、雑誌広告に注意!

- ◎ ここがポイント～振り込む前に～
・保証人・担保・来店不要などの記載には要注意!
・「保証金を振り込め」と言われたら、まず「詐欺では?」
・現金の要求があった場合、「その日に振り込むな」、「1人で振り込むな」を厳守

早急に現金を要求したり、県外の口座に振り込みを要求したり、ATMで振り込みを要求するような不審な電話を受けた場合は、最寄りの交番、駐在所又は警察署に相談して下さい。

017-723-4211 青森県警察本部 各警察署/交番・駐在所

緊急 110番